

第四項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2)

第三百三十一條第一項、第三百三十一條の二第一項本文、第三百三十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百七十七條まで、第四百五十條から第四百五十二條まで、第四百五十五條第一項、第四百五十六條第一項、第三項及び第四項、第四百五十七條から第四百六十條まで、第四百六十七條の二本文、第四百六十八條、第四百六十九條第三項から第六項まで並びに第四百七十條の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に對する再審に準用する。

3)

第三百三十一條第一項、第三百三十一條の二第一項本文、第三百三十二條第一項、第二項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條から第三百五十二條まで、第三百五十四條、第三百五十五條第一項から第三項まで、第四百五十六條第一項、第三項及

〈第四十五條第一項で準用する特許法第七十四條第三項（同項中「第三百三十一條第一項、第三百三十一條の二第一項本文」とあるのは「実用新案法第三十八條第一項、同法第三十八條の二第一項本文」と、「第三百三十四條第一項、第三項及び第四項」とあるのは「同法第三十九條第一項、第三項及び第四項」と、「から第四百六十八條まで」

〈第五十八條第四項で準用する特許法第七十四條第三項〉

〈第六十一條第一項で準用する特許法第七十四條第三項（同項中「第四百六十七條から第四百六十八條まで」とあるのは「第四百六十七條、第四百六十八條」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審